

三木町農業委員会

令和5年2月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和5年2月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和5年2月20日

(会議時間) 13:30～15:28

(開催場所) 香川県農協三木町支店 第2会議室

出席委員数 17名

1番	松田	隆雄
2番	香西	茂知
4番	藤澤	勇一
5番	鎌倉	茂雄
6番	溝渕	常雄
7番	川田	正憲
8番	鈴木	勤
9番	小川	正則
11番	高重	浩二
12番	白井	敏雄
13番	吉原	博
14番	中川	詰郎
15番	横山	良秀
16番	岡田	久
17番	鎌倉	守
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 2名

3番	古市	哲
10番	鎌倉	博之

- 事務局
1. 平井元事務局長
 2. 横山賢一課長補佐
 3. 池田静代副主幹
 4. 谷井直人主任主事

- 農林課
1. 森岡隆一係長
 2. 渡辺龍也主事

(別紙) 議案書

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画
について

報告第1号 農法法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 使用貸借返還通知について

(その他)

香川県農業会議常設審議会報告

青年等就農計画認定申請及び農業経営改善計画認定申請について

13時30分 開会

- 事務局 それでは、只今から2月の三木町農業委員会定例会を開会いたします。本日、古市委員と、鎌倉博之委員から欠席の連絡をいただいております。溝渕会長職務代理は少し遅れるとの連絡をいただいております。それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案等6件と、農地利用集積計画及び配分計画について、それぞれご審議をお願いします。本日の議事録署名委員につきましては、高重委員さんと白井委員さんをお願いいたします。それでは、高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 はい。それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。なお、お配りしている個別の地図も併せて御覧ください。【番号1から番号4について朗読（別紙、議案書のとおり）】以上、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。（会長職務代理が到着、入室）
- 会長 はい。それでは、続けて2号についても、お願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。議案書の2ページをご覧ください。【番号1について朗読（別紙、議案書のとおり）】以上、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。
- 会長 はい、ありがとうございます。5条はこの1件でございます。それでは、5条について、現地調査に行っておりますので、担当地区の委員さん、説明をお願いします。
- 高重委員 それでは、現地調査の報告を行います。2月分の農地法関連の申請について、去る令和5年2月13日（金）の9:00から、5条申請4件につきまして、高尾会長、溝渕副会長、私（高重委員）、事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について確認いたしました。その中で問題となったのは、5条申請番号2です。こちらにつきましては、隣接農地の所有者との調整がなされておりましたが、本事業による周辺農地への影響は考えにくいため問題ないと判断いたしました。その他の件につきましても、特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。
- 会長 はい。ありがとうございます。続きまして、地区担当の委員の方の補足説明をお願いします。よろしくをお願いします。
- 小川委員 1番の筆の場所は、学園通りの山政建設の前の土地です。地図を見てもらったらわかるのですが、譲渡人の名義の土地に息子さんが車の修理工場として作業場、事務所、車両置き場として使用するため権利を取得するものです。生活排水は浄化槽を設置する、雨水はU字溝へ流すということで、地元水利組合との話し合いもできているとのことで何も問題がないと思います。よろしくをお願いします。

会長 ここは以前、ケーズデンキが、その後麒麟堂が建っていた場所ですので、以前転用がなされている場所ではあります。事務局、その辺りの事情説明補足説明をお願いします。

事務局 失礼します。ここは以前ケーズデンキが建っていたため、すでに転用申請が出ており、転用許可も下りていたのですが、その後、工事完了届も出ず、地目変更登記もなされないうまま、現況が田に戻っていたということです。

会長 経緯としては、そういうことです。次は私の担当地区の案件ですが、この田は以前から荒れていたのので特に注意もし、心配しておったのですが、太陽光発電施設を設置することで、転用申請が出てきたというものでございます。ただ、気になるのが1,000㎡を切っているのは、1,000㎡を超えると町との開発協議が必要になるため、この面積になっているところ、今後も注視していかなければならないと思っています。次、3番の説明をお願いします。

中川委員 3番は、譲渡人の畑を譲受人が買い取り、建売住宅を建設するとのことで、現場も確認しましたが、特に問題はないということで、よろしくをお願いします。

会長 それでは4番。特に問題はないですか。

香西委員 娘さんの旦那さんが家を建てるとのことです。青葉幼稚園の少し北になります。三木町は、こんな風に基盤整備を行っていない農地が多く、住宅地の間に農地が点在するというのが多くありまして、農地を守るという点からしてみれば、また家が建てば田んぼの間に家があるという状況になることが、将来的にはどうなるのかなと心配するところですが、この件については、特に問題はありません。

会長 それでは、議案第1号1から4番について、問題はありませんか。よろしいですか。

委員一同 (特になし)

会長 議案第2号についても、問題ないですか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について、承認という委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、承認という委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第3号、非農地証明願いについて、事務局より提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは、議案第3号、非農地証明願いについて説明します。議案書の3ページをご覧ください。【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上、議案第3号、非農地証明願いによる許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 はい。これは申請の地番に、相続人2名の方の共有名義ということですか。

事務局 いえ、まだ相続が完了しておりませんで、亡くなられている所有者名義のままなんです

けど、法定相続人が2名おられて、その二人が今回の申請人となっています。

藤澤委員 こちらの非農地証明の図面をみると、赤く塗ってある部分を非農地にするのだということなんでしょうけども、南と北に現実水路はあるのかな。

鈴木委員 あります。

藤澤委員 この部分を非農地で水路ということになるんでしょうけど、南側は誰の名義ですか。

事務局 南側は、法定外の水路となっています。

藤澤委員 水路でも、法定外公共物と個人所有の水路と両方あるんですけど、この場合、水路の機能がどうなるのかな。登記が田で、個人所有やからね、今後の利用がどうなるのかな。

鈴木委員 これまであった水路が幅を広げた際に、所有者の田んぼまで入り込んできていたのを、この度、その部分を田から水路に地目変更するに当たって非農地で落とすということです。新しく作るとかということではない、ということです。

藤澤委員 そうなんです。わかりました。ありがとうございます。会長、以上です。

会長 これ、地図の色がちょっとずれているということですか。

事務局 公図上はそうなっているんですけど、現場は境界立会しているわけではないのでどこが田と水路の境なのかはわからないんですけど、公図では分筆して田で残っていますが、実際の水路はそれよりも広がっているため、非農地の申請が上がってきています。

藤澤委員 ま、この位置図だけでは細かいことがわかりにくいわね。ただ我々が心配するのは、今後の水路の使用に支障がでないかどうかということですね。今の話だとその心配はないようですね。

会長 はい。他に質問はないでしょうか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号、非農地証明願について、承認という委員の方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページを御覧ください。14番からご説明いたします。

【番号14から番号21について朗読(別紙、議案書のとおり)】

以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 20番の面積の表示は、これはどういうことなんでしょうか。

事務局 こちらは登記面積のうち、畦畔等の面積を除外した面積となっていると思われます。恐らく農協の書類に記載のあった畦畔等を除いた面積で申請書を記載したものではないでしょうか。

会長 農業委員会では登記面積でいっていると思いますが。

事務局 農地台帳上は分けられないので、登記面積でいっています。20番の場合は、機構との契約を締結する際、農協が使用している畦等の面積を除いた作付面積にて締結していると思われるため、このような表現となっていると考えられます。

会長 この面積については、申請者に確認しておいていただけますか。

事務局 わかりました。

会長 それでは、他に質問はありませんか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは、質問がないようですので、採決に入ります。それでは議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認するという方の挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして、報告事項に移ります。それでは、報告事項1号から3号まで、一括して説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明いたします。議案書の12ページを御覧ください。報告第1号、農地改良届について説明します。【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】続きまして、議案書の13ページを御覧ください。報告第2号、農法第18条第6項の規定による通知について説明します。【番号1について朗読(別紙、議案書のとおり)】続きまして、議案書の14ページを御覧ください。報告第3号、使用貸借返還通知について説明します。【番号1から番号3について朗読(別紙、議案書のとおり)】以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 みなさん、何かご質問ありますか

藤澤委員 報告第1号の農地改良届ですが、雨土による盛土ということですが、ある程度安定勾配をとらなければ崩れるおそれがあるので、そこまでは農業委員会が関与する必要はないのかもしれませんが、内容によっては注意しておいたほうがいいと思います。

吉原委員 この工事内容がよくわからないのですが。盛土をする理由が耕作利便性の向上となっていますが、実際はどのような改良が行われるんですか。

事務局 ここは実は周辺が3ヶ月前に一時転用がでていたところで、この農地以外が農地造成でとうふをつけて上がっていて、この農地だけが下がったようになるので、使い勝手が悪いことから、追加で上げさせてほしいということで申請がでてきた次第です。

吉原委員 ということは、この田んぼに入ろうとするときに周りが高くて、ここだけ下がっているから入りにくいために盛土をするということですか。

藤澤委員 進入路をつけるという訳ではなく、ここだけ下がっているから使い勝手が悪いということで土を入れるんでしょうな。

岡田委員 きっとここだけ盆地のように下がっているから、土を入れて均すんでしょうね。

事務局 はじめからここも入れて造成したら良かったのですが、その時は地権者が入れなくていいということであったので、ここ以外を造成したのですが、実際に周囲が上がっていくのを見て、話が進んだものと思われる。

会長 議案3号の1番ですが、私の担当地区ですが、2反9畝ほどですが、4月1日からここで女の

子がいちごをやる予定となっております。

吉原委員 くどいようですが、農地改良ですけど普通の田んぼでもこうして土入れてするということですが、報告事項ではありますけども、やはり農業委員会に諮らなければならないのですか。

会長 改造の定義があつて、それに該当する場合は届けがありますね。その基準等の詳細については事務局の方でお示しできると思いますので、事務局、お願いします。他に質問はございませんか。

委員一同 (特になし)

会長 特に内容ですので、これで議案書の方を終了します。つづきまして、香川県農業会議常設審議会1月分の報告を行います。農地法第4条関係ですが、香川県は3件、5021.11㎡、三木町は0件でした。農地法第5条については、香川県が6件、三木町が0件でございます。続きまして農政の方から、農業経営改善計画認定申請について説明をお願いします。

渡辺主事 失礼いたします。農林課の渡辺でございます。本日は農業経営改善計画認定申請にあたり、お時間をいただきありがとうございます。今回の認定申請につきまして、申請者ご自身の意思による5年度の目標である経営改善計画を基に、関係機関からの助言や指導を交えて、三木町の基本構想と整合性を図りながら農業改善計画を作成しました。お手元にお配りしております資料を御覧ください。今回は2経営体の新規就農認定申請と、6経営体の認定更新申請をお諮りいたします。まず初めに、青年等新規就農計画について、ご説明いたします。【資料を朗読】

会長 ありがとうございます。まず、青年等新規就農計画について、何かご質問のある方はありますか。

鈴木委員 1番の方は高松市の鬼無になっていますが、そちらから通ってこられるんですか。

森岡係長 現在、三木町内で空き家がないか探されているところです。

会長 所得についてですが、5年後に向けて増えていくという計画なんですね。

香西委員 施設園芸というキウイフルーツやいちごなんかが増えてきましたが、米や麦をする人が減ってきて、三木町でも、担い手の一業者に集積されている現状があります。今後の農業をしていくにあたっては、小規模農家で米や麦をするのは本当に赤字なんです。この問題を何とか解決していきたい。ぜひ、事務局も国や県に意見を伝えて、農家を守るようしっかりと意見を発信してください。

会長 どのようにまとめたらよいのか、困りますが。そうとはいえ、こうして若い人たちが農業を始めるといこともございますので、若い人は若い人でしっかり頑張ってもらいたいと思います。青年等の案件2件について、とくに何もなければ次に参りたいと思います。次の案件には溝渕委員の案件が入っているので、ご退室いただくこととなります。このなかで、溝渕委員の案件だけ、先に審議してください。

渡辺主事 承知しました。それでは改善計画を読み上げます。【資料1及び2を朗読】以上となります。

会長 はい。では、この件について何かご質問がある方はおられますか。

委員一同 (特になし)

会長 農機具は今ある物のように思いますが。

森岡係長 更新する可能性のある物については、すべて記入していただいております。

会長 そうなんですね。わかりました。何か質問はございませんか。

委員一同 (特になし)

会長 それでは、副会長に入室してもらってください。（職務代理が入室）それでは続けて、説明をお願いします。

渡辺主事 それでは残り5件について、ご説明いたします。【資料1から6を朗読】 以上で説明を終わります。ご意見等ありましたら、お伺いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。それでは、一人ずつ行きますか。それでは、1番の方から順番に参ります。何か質問はありませんか。この方、労働時間が3,600時間もあるけれど、もっといい指導ができなかったのですか。今の内容だと、360日10時間になるからね。

森岡 次ページを見ていた駄々きたいのですが、奥様と時間をシェアして行えるよう計画をしております。ご主人と奥様で合計で3,600時間になるよう計画をしております。

会長 わかりました。他に質問はありませんか。

委員一同 （特になし）

会長 特になしですので、次2番。この方ですが、ご主人は79歳とご高齢であるけれど、従事時間が2,250時間と、ずいぶん負担が大きくなっているのですが、

森岡 5年後には労働時間を平準化する計画としています。今後5年間をかけて、娘さんの方に移行していくことで負担を軽くする計画となっています。

会長 2番の方はだいぶご高齢なのでいろいろな面が心配ですが、この計画でいくということですね。それでは3番に進みます。この方の所得が気になるのですが、所得はどうなっていますか。3番の方で何か質問はありませんか。

森岡係長 決算書を見せていただきましたら、経営モデルを達成しているので、大丈夫かと思いません。他に何かないですか。

委員一同 （特になし）

会長 特に内容なので、次行きます。4番。何か質問はございますか。

吉原委員 農業用気化器等の取得計画の中でHPとあるのは何ですか。

森岡係長 ホームページの略です。広告媒体として導入するそうです。

会長 次の方に行きます。6番ですが、5年後には息子さんだけになるということですか。

森岡係長 はいそうです。現在も少しずつ息子さんに権限移譲を行っていて、役員の方も息子さんに移行していくということだそうです。

吉原委員 一日どれくらいの勤務時間が平均的なのでしょうか

森岡係長 品目や経営規模等にもよりますが、大体8時間となっています。

会長 他に質問はありませんか。ちょっと長時間になったので、7分ほど休憩します。

（休憩を終了し、委員一同着席）

会長 今週の全国農業新聞に、東北から北陸辺りで、初冬に麦の種まきをして、一冬雪のしたで寝かせて、春に発芽したものを育てようというのがあるそうで、面白いなと思いました。米の二毛作のように麦の二毛も作面白いなと思ったので紹介しました。それともうひとつは、県が特に予算を作って小さい農家のために基盤整備を行えるとい

う予算措置をしたそうで、農政の森岡君のところに情報がくるそうなので、また興味がある方はお問い合わせいただければと思います。小さい規模での基盤整備とのことなので、取り組みやすいかもしれません。

森岡係長 機構の解釈で、課題がある地域を限定して、機構が主体となって出し手さんがゼロでできる事業があるので、そういったものを検討されるのも一つの手かなと思います。で

会長 県はいいよといっても、いざやりだしたら案外縛りがあったりするので慎重に検討していきたいですね。

森岡係長 精度の詳細を知られるのも、もう少し先になりそうなので、新年度予算でということになってきたら、そのルール作りもまだ決まってないということもあろうかと思いますが、もう少し時間がかかるかもしれません。

会長 とりとめのない話になりましたが、他に何かありませんか。

香西委員 我々の任期も7月までとなり、後任を推薦等しなければならぬと思いますが、女性の農業委員をという声をよく聞きますが、心当たりのある女性農業者に声掛けしてみたのですが、子育てが忙しいとのことで断られました。地域的なこともあるので、なかなか選任するのが難しいとは思いますが、事務局としても、女性が参画しやすいような定例会の日程や時間帯にするとか、受け入れやすいような環境に変更していただけたらと思います。また、女性登用については、農業委員会の規約等で、女性委員を何名登用しなければならぬといった内容で強制的に人数を定めるということも必要なのかなと思ったりもします。以上です。

会長 他に何かありませんか。

事務局 事務局からお知らせします。令和5年1月10日から2月9日までで応募いたしました、農業委員・推進委員の募集につきましては、農業委員が定員19名のところ21名、推進委員については16名のところ16名ちょうどの応募がございました。本当にありがとうございました。今後は、評価委員会を経て、議会の承認をえましたら委員が決定することとなっていますので、またその時期にご報告させていただきたいと思います。

会長 他になければ、閉会します。事務局へお返しします。

事務局長 それでは、閉会にあたりまして、会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理 長時間にわたり、慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。来月もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。それでは状を持ちまして、2月定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

15:28 閉会